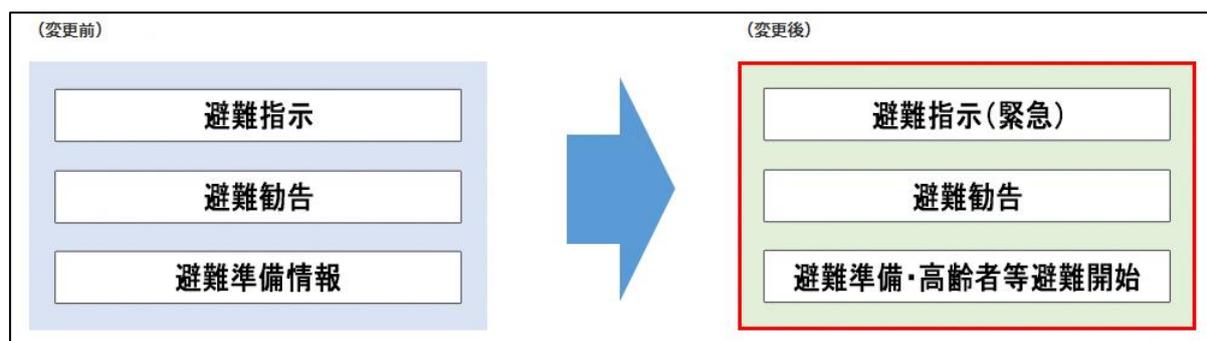


避難勧告等の名称変更について

○新しい名称について

平成28年台風第10号災害による課題を踏まえ、平成28年12月26日より、以下の図のとおり「避難準備情報」と「避難指示」の名称が変更となりました。

図 避難勧告等の名称変更



○名称変更の経緯について

1 災害の概要

平成28年8月30日に岩手県に上陸した台風第10号により、岩手県岩泉町の小本川が氾濫した。その影響により、認知症高齢者グループホーム「楽ん楽ん」の1階が水没し、利用者9名が死亡した。

2 課題

- ・岩泉町は避難準備情報を発令していたが、要配慮者が避難すべき段階であることを伝達できていなかった。
- ・施設管理者は、避難準備情報の発令は認識していたが、要配慮者の避難開始を知らせる情報であるとは認識していなかった。

○避難勧告等の発令時に市民がとるべき行動

種別	行動
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・まだ避難していない人は、緊急に避難場所へ避難する。 ・外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難する。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに避難場所へ避難する。 ・外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難する。
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難を開始する。 ・その他の人は、避難の準備を整える。

（出典）内閣府